

説明会・公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上越都市計画道路の変更の素案について、次のとおり説明会・公聴会を開催する。

令和8年10月9日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 素案の概要

別紙「上越都市計画道路の変更（新潟県決定）総括図」のとおり。

2 説明会

(1) 説明会の日時

令和8年10月14日（水）午後7時から

(2) 説明会の開催場所

上越市役所木田第一庁舎4階402・403会議室
（新潟県上越市木田1丁目1番3号）

3 公聴会

(1) 公聴会の日時

令和8年11月10日（火）午後7時から

(2) 公聴会の開催場所

上越市役所木田第一庁舎4階402・403会議室
（新潟県上越市木田1丁目1番3号）

(3) 素案の縦覧

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課、上越市都市整備部都市整備課において、令和8年10月9日（金）から令和8年10月21日（水）まで縦覧に供する。

(4) 公聴会に出席して意見を述べることができる者

上越市の住民及び利害関係人

(5) 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛ての書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

(6) 公述申出期限

令和8年10月21日（水）（当日消印有効）

(7) 公述申出先

ア 新潟県上越市本城町5丁目6番地（〒943-8551）

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-526-9516

イ 新潟県上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）

上越市都市整備部都市整備課

電話 025-520-5763

(8) 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

(9) 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

(10) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の20名になり次第終了する。

(11) 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

4 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950－8570）
新潟県土木部都市局都市政策課
電話 025－280－5429

上越都市計画道路の変更（新潟県決定）総括図

